

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年
10月

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理！

1 死亡労働災害が多発しています。安全衛生活動は効果的ですか？

釜石署管内では、1月に復興工事において死亡災害が発生、2年連続で死亡災害発生。そして、8月には、大槌町と遠野市で2件の死亡災害が発生しました。

岩手県内では、8月末で20名が死亡、昨年同期（10名）に対し倍増という危機的状況です。9月にも1名が死亡し、9月25日現在21名の方々が労働災害によって尊い命を落とされました。

今一度、各社の取り組みが十分なものであるか、チェックをお願い致します。

また、作業指示が不明確、基本動作を怠る、機械設備の点検未実施、必要な措置の放置、などが重大な災害を引き起こす要因となっておりますので、安全衛生教育の徹底、現場巡視の徹底をお願い致します。

《取り組みの重点ポイント》

- ①経営首脳者が安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行なう。
- ②朝礼や作業開始前の打合せ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図る。
- ③雇い入れ時、年齢、経験年数、階層、職種別などによる効果的な安全衛生教育を行なう。
- ④安全衛生管理体制と活動状況を見直し、体制の整備、安全衛生活動の活性化を図る。

2 食品加工機械の安全装置、安全カバー等を点検しましょう！

食品加工用機械である「切断機・切削機」「粉碎機・混合機」「ロール機」「成形機・圧縮機」等に係る手指等の切断・切創、挟まれ・巻込まれ災害によって重い後遺障害を残す労働災害を防止するため、回転部のカバーの取付け、刃部の覆い・囲いを設ける等の措置が義務付けとなっています。また、インターロック機能を有する構造とすること等が求められます。（平成25年10月1日から施行）

パンフレット等は厚生労働省のホームページをご覧ください

☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/130606.html>

3 10月は年次有給休暇取得促進期間です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、年次有給休暇の取得促進の取り組みが求められます。

あなたの会社は、年次有給休暇が取りにくくなっていませんか？休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。①年次有給休暇の取得の呼びかけにより取得しやすい雰囲気を作る、②労使の話し合いの機会をつくり、労使の意識改革、取得率向上に向けた具体的な方法を話し合う、③計画的付与制度（付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的に取得）を活用する、など。いい仕事を生むためにも、しっかり休んでしっかり働く。仕事と生活の調和のために。

4 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年9月25日現在]

休業4日以上労働災害 55件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 9件
死亡災害 2件（1月発生、車両系建設機械の横転、8月発生、足場からの墜落）

《災害事例》

工場内において、食品加工機械を清掃しようとした際、誤って機械の回転部分に手をはさみ負傷した。

《災害防止のためのワンポイントアドバイス》

- ・機械が手指にはさまれ・巻き込まれの危険がある箇所には覆い等を設ける。
- ・機械の掃除、調整等の作業を行う場合には機械の運転を停止し、機械が止まったことを確認してから対処する。
- ・機械の取扱いに関する作業手順を作成し、周知・徹底を図らせる。
- ・管理者が安全衛生パトロールを行って、作業手順等が遵守されているか確認する。